

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
平成 30 年度 定時社員総会 議案集

平成 30 年 6 月 22 日 (金)



一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

目 次

【議案資料】

第1号議案 平成29年度事業報告（案）に関する件

平成29年度事業報告（案）	1
---------------	---

第2号議案 平成29年度決算報告（案）に関する件

平成29年度決算実績（案）	12
---------------	----

同附属明細書（案）	14
-----------	----

同貸借対照表（案）	14
-----------	----

監査報告書	15
-------	----

第3号議案 役員候補者の選任（案）に関する件

第4号議案 FJC 検定試験合格者に関連した定款変更（案）に

関する件	17
------	----

【報告関係資料】

① 平成30年度事業計画	21
--------------	----

② 平成30年度収支予算	28
--------------	----

③ ふくせん新規入会・退会・会員数の推移について	31
--------------------------	----

④ 賛助会員入退会状況	32
-------------	----

⑤ 平成29年度新規入会者数及び平成30年度

ブロック活動費	33
---------	----

【参考資料】

① ブロック長名簿	34
-----------	----

② 賛助会員名簿	35
----------	----

③ 定款	37
------	----

④ 倫理綱領	41
--------	----

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

平成29年度事業報告（案）

I 総論

【福祉用具専門相談員の専門性の向上および自己研鑽環境整備のための取組】

福祉用具サービス計画の質の向上および指定講習における講師人材育成のため、昨年に引き続き会員対象の「福祉用具サービス計画作成SV（スーパーバイザー）養成研修」を9月に東京で開催した（修了者21名）。また、本年度より「より専門的知識及び経験を有する者」養成研修を全国4ヶ所（東京・大阪・福岡・仙台）で実施した（修了者107名）。研修機会の少ない地域の福祉用具専門相談員の自己研鑽を支援するため、リフトリーダー養成研修を岩手県、宮城・山形・福島の3県合同、三重県、熊本県、鹿児島県にて開催した。

【広報活動】

4月のバリアフリー2017（以下「バリアフリー展」という。）、9月の国際福祉機器展H.C.R.2017（以下「HCR」という。）において、ふくせんブースを出展し、会員募集や書籍販売等の普及に努めた。バリアフリー展及びHCR期間中に開催したシンポジウムにおいては、福祉用具専門相談員の専門性や自己研鑽の重要性をアピールした。HCRのシンポジウムでは、「ふくせん福祉用具サービス計画書【選定提案（暫定版）】」を発表した。「福祉用具の日」記念イベントとしてHCR期間中に福祉住環境コーディネーター協会との共催で講演会を開催した。会報誌となるふくせんレポート第18号（バリアフリー展等）、第19号（定時総会等）、第20号（HCR等）、第21号（制度改正等）の総合版を4回、号外を8回発行した。

【調査研究活動】

「介護保険制度の見直しに関する意見」において、利用者が適切に福祉用具を選択できるよう、「福祉用具専門相談員が、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することを義務づけることが適当である」とされたところである。

この意見を受けて、厚生労働省より老人保健健康増進等事業となる「福祉用具の適切な貸与に関する普及啓発事業」を受託し、福祉用具サービス計画書の様式変更等の対応を行うとともに、全国4ヶ所で説明会等を通じて普及啓発を行った。また内容や考え方を整理した「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」作成ガイドラインを作成した。3月に報告書を作成し、ホームページにて事業成果の公表を行った。

【組織活動】

貸与事業所に配置されている福祉用具専門相談員の10%にあたる会員数3,000名に向けて、28年度に続き「会員増強・プラスワン運動」を展開した。4月のブロック長会議において運動について周知を行うと共に、6月の定時総会においてプラスワン運動の功労者表彰、10年間継続会員の方への表彰を行った。また各ブロックの研修会等地域活動の支援を行った。さらに上記調査研究事業に関連し、厚生労働省から事務連絡を発出していただき、下半期にふくせんの36ブロック、及びブロック未設置エリアにおいては賛助会員の協力を得て、全都道府県に向けて普及啓発の研修会等を開催した。（60会場・受講者4,809名）これらの結果、29年度372名の入会があった。賛助会員は新たに3社の入会を得た。以上

平成 29 年度基本方針

(1) 福祉用具専門相談員の質の向上に関する調査研究を行い、福祉用具サービスのさらなる充実を可能とする仕組みを検討する。また研修ポイント制度の普及をはじめとした自己研鑽環境整備の推進を図る。

(2) ブロック長会議や展示会等を通じ会員ニーズを把握するとともに、政策や制度の動向を注視し適切な対応を図る。必要に応じ提言等を行う。

(3) ブロックにおいて地域に根差した活動を増やすことにより、福祉用具専門相談員の存在と役割について、多職種に理解して頂けるような活動を行う。

(4) 職能団体としての影響力を高めるため、今年度末 2,200 名、中期的には 3,000 名を目標として会員増を図る。

Ⅱ 各論

1. 定時総会・理事会等の開催、運営

(1) 定時総会の開催

6 月 20 日に定時総会を開催し、平成 28 年度事業報告(案)・決算報告(案)について会員各位に審議を求め、承認を得た。併せて、平成 29 年度事業計画・収支予算の実施について、会員各位に報告し、協力を求めた。

■日程、場所／平成 29 年 6 月 20 日 リロの会議室「田町」(東京都)

■内 容／平成 28 年度事業報告・決算報告、代議員制度導入に関連した定款変更、など

(2) 理事会の開催

平成 29 年度事業計画、収支予算の実施、その他会務における適正な業務の執行に関する事項を決議するため、理事会を開催した。

< 第 28 回理事会 >

■日程、場所／平成 29 年 5 月 23 日、公益財団法人テクノエイド協会会議室(東京都)

■内 容／平成 28 年度事業報告(案)・決算報告(案)、代議員制度導入(案)、など

< 第 29 回理事会 >

■日程、場所／平成 30 年 3 月 6 日、リロの会議室「田町」(東京都)

■内 容／平成 30 年度事業計画(案)、収支予算(案)、など

(3) 正副理事長会議の開催

理事会の調整を行うために、正副理事長会議を開催した。

< 第 1 回目 >

■日程、場所／平成 29 年 4 月 26 日、機械工具会館(東京都)

■内 容／平成 28 年度事業報告(案)・決算報告(案)、代議員制導入(案)など、

<第2回目>

- 日程、場所／平成30年2月16日、田町会議室ビズトレ(東京都)
- 内 容／平成30年度事業計画(案)、収支予算(案)、など

(4)全国ブロック長会議

ブロック組織の強化、活動の活性化を図るため、全国ブロック長会議を開催した。

<第1回目>

平成29年4月のバリアフリー展に合わせブロック長等を集めて開催した。

- 日程、場所／平成29年4月20日、バリアフリー展会場 インテックス大阪内
「国際会議ホール 会議室C・D」
- 内 容／(1)平成29年度会員増強目標について
(2)平成29年度ふくせん事業計画(案)について
(3)代議員制導入について

<第2回目>

平成29年9月のHCRに合わせブロック長等を集めて開催した。

- 日程、場所／平成29年9月28日、東京ビックサイト会議棟1階「102」会議室
- 内 容／(1)代議員制導入について
(2)年度末に向けた会計報告等について

2.会員、組織に関する活動

(1)会員増強・プラスワン運動の展開

- 平成29年4月20日、平成29年度ブロック長会議にて運動展開を説明した。
- 平成29年6月20日、平成29年度定時総会にて平成28年度プラスワン運動への功労者表彰等を行った。

(2)新規ブロック設立

平成29年度新たに岡山県ブロックが設立され記念研修会が行われた。

- 日程、場所／平成29年10月24日、岡山国際交流センター レセプションセンター
- 内容 / (1)役員選任について(ブロック長に三好勇輝氏が選出された)
(2)岩元理事長による講演会

(3)各ブロック(36か所)の運営支援及び各地域での研修会等の活動

地域における会員間の交流など、地域活動等を適切に行うことができるよう、以下の通り、既存ブロックの研修、及びブロック未設置エリアでの研修等の開催を支援した。

都道府県	日程	種類	内容・講師等
北海道	2/22 2回開催	研修会(普及啓発)	講師:岩元 文雄(本会理事長)
青森県	1/23	研修会(普及啓発)	講師:岩元 文雄(本会理事長)
岩手県	11/14	総会・研修会 (普及啓発)	講師:金沢 善智氏(本会理事) 山本 一志(本会事務局長)
	12/7・8	研修会	リフトリーダー養成研修

宮城県	6/24	総会・研修会	講師:小林 毅氏(厚労省 老健局指導官)
	2/13	研修会(普及啓発)	講師:東畠 弘子氏(本会理事)
宮城県・山形県・福島県	12/5・6	研修会	リフトリーダー養成研修
秋田県	5/19	総会・交流会	
	12/8	研修会(普及啓発)	講師:金沢 善智氏(本会理事)
山形県	2/10	研修会(普及啓発)	講師:平嶋 由人氏(厚労省 老健局係長) 渡邊 慎一氏(本会理事)
福島県	12/14	研修会(普及啓発)	講師:山本 一志(本会事務局長)
茨城県	1/19	研修会(普及啓発)	講師:山本 一志(本会事務局長)
栃木県	3/15	研修会(普及啓発)	講師:岩元 文雄(本会理事長)
群馬県	3/7	研修会(普及啓発)	講師:岩元 文雄(本会理事長)
埼玉県	12/22	総会	
	2/9	研修会(普及啓発)	講師:金沢 善智氏(本会理事)
千葉県	7/24	研修会	講師:澤 幸広氏、助川 未枝保氏
	11/10・11	機器展	千葉県福祉機器展に出展
	2/3	総会・研修会	講師:小林 毅氏(厚労省 老健局指導官) 山本 一志(本会事務局長)
東京都	11/16	総会・研修会	講師:小林 毅氏(厚労省 老健局指導官) 山本 一志(本会事務局長)
	11/21	研修会(普及啓発)	講師:東畠 弘子氏(本会理事)
	12/12	研修会(普及啓発)	講師:東畠 弘子氏(本会理事)
	2/6	研修会(普及啓発)	講師:東畠 弘子氏(本会理事)
	3/20	研修会(普及啓発)	講師:東畠 弘子氏(本会理事)
神奈川県	5/19	総会・研修会	小林 毅氏(厚労省 老健局指導官)
	7/28・29	機器展	ヨコハマ・ヒューマン&テクノランドに出展
	11/9	総会・研修会 (普及啓発)	講師:金沢 善智氏(本会理事) 山本 一志(本会事務局長)
	2/17	研修会(OT 連携)	講師:神奈川県作業療法士会
新潟県	12/12	研修会(普及啓発)	講師:金沢 善智氏(本会理事)
富山県	1/17	研修会(普及啓発)	講師:岩元 文雄(本会理事長)
石川県	6/3	総会・研修会	講師:小林 毅氏(厚労省 老健局指導官)
	11/14	研修会(普及啓発)	講師:岩元 文雄(本会理事長)
	2/16	研修会(普及啓発)	講師:渡邊 慎一氏(本会理事)
福井県	3/21	研修会(普及啓発)	講師:小林 毅氏(厚労省 老健局指導官) 岩元 文雄(本会理事長)
山梨県	1/12	研修会(普及啓発)	講師:山本 一志(本会事務局長)
長野県	11/8	研修会(普及啓発)	講師:山本 一志(本会事務局長)
	12/8	研修会(普及啓発)	講師:山本 一志(本会事務局長)
岐阜県	10/16	研修会(普及啓発)	講師:成田 すみれ氏 (神奈川県介護支援専門員協会前理事長) 山本 一志(本会事務局長)

静岡県	2/7	研修会(普及啓発)	講師:山本 一志(本会事務局長)
愛知県	2/2	研修会(普及啓発)	講師:岩元 文雄(本会理事長)
三重県	5/25	総会・研修会	講師:佐藤 俊幸氏(矢崎化工株式会社)
	10/7	研修会(OT 連携)	講師:橋本 年代氏 (三重県身体障害者総合福祉センター)
	10/19・20	研修会	リフトリーダー養成研修
	1/26	研修会(普及啓発)	講師:平嶋 由人氏(厚労省 老健局係長) 金沢 善智氏(本会理事)
滋賀県	1/15	研修会(普及啓発)	講師:山本 一志(本会事務局長)
京都府	5/12	総会・研修会	講師:源野 勝敏氏
	10/5	研修会	講師:明石 圭司氏
	1/27	研修会(普及啓発)	講師:小林 毅氏(厚労省 老健局指導官) 岩元 文雄(本会理事長)
	2/6	研修会	講師:金沢 善智氏(本会理事)
大阪府	6/17	研修会(OT 連携)	講師:作業療法士、理学療法士
	12/22	研修会(普及啓発)	講師:渡邊 慎一氏(本会理事)
	1/18	研修会(普及啓発)	講師:岩元 文雄(本会理事長)
兵庫県	4/27	総会	
	7/12	研修会	講師:西山 輝之氏(JASPEC)
	11/10	研修会(OT 連携)	講師:正木 健一氏(兵庫県作業療法士会)
	1/27	研修会(普及啓発)	講師:小林 毅氏(厚労省 老健局指導官) 岩元 文雄(本会理事長)
	3/16	総会	
奈良県	9/23	展示会	福祉機器展 in 奈良に出展
	2/14	研修会(普及啓発)	講師:山本 一志(本会事務局長)
和歌山県	2/15	研修会(普及啓発)	講師:山本 一志(本会事務局長)
鳥取県	6/7	総会・研修会	講師:徳田 勝寛氏(鳥取県理学療法士会)
	11/24・25	機器展・研修会	ベター介護ライフ in 鳥取 各種講演・研修会・展示
	1/20	研修会(普及啓発)	講師:左向 祐太氏(厚労省 老健局係員) 岩元 文雄(本会理事長)
島根県	1/19	研修会(普及啓発)	講師:岩元 文雄(本会理事長)
岡山県	10/24	設立総会・ 研修会(普及啓発)	講師:岩元 文雄(本会理事長)
広島県	12/9	研修会(普及啓発)	講師:平嶋 由人氏(厚労省 老健局係長) 岩元 文雄(本会理事長)
山口県	3/9	研修会(普及啓発)	講師:渡邊 慎一氏(本会理事) 岩元 文雄(本会理事長)
徳島県	3/16	研修会(普及啓発)	講師:岩元 文雄(本会理事長)
香川県	2/14	研修会(普及啓発)	講師:小林 毅氏(厚労省 老健局指導官)
愛媛県	1/24	研修会(普及啓発)	講師:渡邊 慎一氏(本会理事)
高知県	12/5	研修会(普及啓発)	講師:金沢 善智氏(本会理事)

福岡県	7/8	研修会(OT 連携)	講師:櫻木 美穂子氏 (福祉用具プラザ北九州)
	12/7	研修会(普及啓発)	講師:岩元 文雄(本会理事長)
	1/19	研修会(普及啓発)	講師:渡邊 慎一氏(本会理事)
	2/23	研修会(普及啓発)	講師:岩元 文雄(本会理事長)
佐賀県	2/6	研修会(普及啓発)	講師:海田 尚広氏(本会監事)
長崎県	11/25	研修会(普及啓発)	講師:岩元 文雄(本会理事長)
熊本県	12/16・17	研修会	リフトリーダー養成研修
	11/30	研修会(普及啓発)	講師:東島 弘子氏(本会監事)
	1/19	研修会(普及啓発)	講師:海田 尚広氏(本会監事)
大分県	1/25	研修会(普及啓発)	講師:海田 尚広氏(本会監事)
宮崎県	12/2	研修会(普及啓発)	講師:佐藤 慎吾氏(厚労省 老健局係員) 岩元 文雄(本会理事長)
鹿児島県	10/7・8	機器展	快護生活フェス!(福祉用具の日 2017 福祉機器展&セミナー in かがしま各種講演・研修会・展示
	10/7	研修会(普及啓発)	講師:岩元 文雄(本会理事長)
	11/18・19	研修会	リフトリーダー養成研修
	1/29	研修会(普及啓発)	講師:岩元 文雄(本会理事長)
沖縄県	1/20	研修会(普及啓発)	講師:平嶋 由人氏(厚労省 老健局係長) 渡邊 慎一氏(本会理事)

※役職は平成 30 年 3 月末現在

(4) 携帯型会員カードの発行

会員の所属意識を高めるため、昨年度に引続き新規入会者に対して入会手続完了後に携帯型会員カードを発行した。

(5) 賛助会員制度の充実と入会促進

本会の活動を側面から支援して頂く賛助会員と正会員の交流が効果的に図れるよう、展示会や広報活動などを通じて、情報交換等の場を設定した。また、新規賛助会員の募集活動を積極的に行い、新たに 3 社の入会をいただいた。

■ふくせんレポートへのロゴ掲載、展示会でのスタンプラリー企画、定時総会や展示会にあわせた懇親会の開催、正会員も参加する研修会での連携 など

■平成 29 年度新規入会／小宮山印刷株式会社、株式会社プラッツ、シンエイテクノ株式会社 入会順)

3. 政策提言、関係機関・団体に関する活動

(1) ブロック等を通じた都道府県・関係団体等との連携

ブロックを通じて、都道府県・関係団体等と連携しながら、福祉用具専門相談員の職業能力の開発・向上に向けた環境づくりを進めた。また、前述の上記調査研究事業に関連した全都道府県に向けた普及啓発の研修会等において、都道府県、市区町村と連携し制度改正に関する周知徹底を行った。

4. 「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」の普及・推進

(1) 研修ポイント制度「研修認証委員会」開催、認証結果、開講情報等の公表

月 1 回、研修認証委員会を開催し、ポイント付与の対象となる研修の認証作業を行った。平成 29 年度は 179 件の研修を認証した。認証結果、研修の開講情報等は、毎月 Web で公表している。

(2) 研修ポイントの認定と登録支援・公表

介護保険の運営基準改正で、個々に自己研鑽の結果を客観的に示す必要性があることから、マイページに出力機能を付与し、必要な情報を選択印刷できるようにした。

(3) 研修ポイント制度の普及啓発活動

介護保険の指定基準改正で、自己研鑽が求められるようになったことを受け、「福祉用具専門相談員の自己研鑽を支援する環境づくり普及・啓発運動」を展開し、自己研鑽を促す仕組みとして開発・運営している研修ポイント制度の活用を働きかけた。

5. 研修に関する活動

(1) 福祉用具サービス計画作成 SV(スーパーバイザー)養成研修の開催

福祉用具専門相談員の指定講習や地域職域で福祉用具サービス計画作成の指導を行うスーパーバイザー(福祉用具専門相談員)を養成するための研修会を開催した。

■ 日程、場所／平成 29 年 9 月 8 日～9 日、お茶の水ケアサービス学院(東京都)、(修了者 21 名)

(2) 「より専門的知識及び経験を有する者(福祉用具専門相談員)」養成研修検討委員会の開催

平成 27 年度、28 年度と老健事業において調査研究を行った「より専門的知識及び経験を有する者(福祉用具専門相談員)」養成研修における問題作成やテキスト作成などの修了評価の運用方法、修了者の名簿管理等の課題整理と実施に向けての検討委員会を開催した。

〈第 1 回目〉

■ 日程、場所／平成 29 年 8 月 17 日、公益財団法人テクノエイド協会会議室(東京都)

■ 内 容／(1)テキスト作成・修了者評価について
(2)研修認定(推奨)制度(案)について

〈第 2 回目〉

■ 日程、場所／平成 29 年 10 月 31 日、公益財団法人テクノエイド協会会議室(東京都)

■ 内 容／(1)テキスト作成・修了者評価について
(2)来年度以降の運用(案)について

(3) 「より専門的知識及び経験を有する者(福祉用具専門相談員)」養成研修の開催

上記検討委員会での内容を勘案して、本年度より研修会を実施した。(修了者 107 名)

〈東京会場〉

■ 日程、場所／平成 29 年 11 月 6 日～8 日、お茶の水ケアサービス学院

■ 委託先、修了者数／お茶の水ケアサービス学院、12 名

〈大阪会場〉

■日程、場所／平成 29 年 12 月 11 日～13 日、大阪府社会福祉会館

■委託先、修了者数／関西シルバーサービス協会、30 名

〈福岡会場〉

■日程、場所／平成 30 年 1 月 15 日～17 日、電気ビル

■委託先、修了者数／お茶の水ケアサービス学院、48 名

〈仙台会場〉

■日程、場所／平成 30 年 2 月 21 日～23 日、フォレスト仙台

■委託先、修了者数／お茶の水ケアサービス学院、17 名

(4)リフトリーダー養成研修の開催支援

自己研鑽や研修機会の確保のために、また福祉用具プランナーの更新研修の要件となっているため、テクノエイド協会が主催する「リフトリーダー養成研修」を岩手県、宮城・山形・福島の 3 県合同、三重県、熊本県、鹿児島県で開催した。

〈岩手県ブロック〉

■日程、場所／平成 29 年 12 月 7 日～8 日、盛岡地区勤労者共同福祉センター

〈宮城・山形・福島県ブロック(3 県合同)〉

■日程、場所／平成 29 年 12 月 5 日～6 日、フランスベッド株式会社 東北支社

〈三重県ブロック〉

■日程、場所／平成 29 年 10 月 19 日～20 日、津市雲出地区 防災コミュニティーセンター

〈熊本県ブロック〉

■日程、場所／平成 29 年 12 月 16 日～17 日、熊本市流通情報会館

〈鹿児島県ブロック〉

■日程、場所／平成 29 年 11 月 18 日～19 日、

株式会社カクイックスウィング加治屋町店研修室

(5)作業療法士と福祉用具専門相談員の連携研修会

作業療法士と福祉用具専門相談員が連携して福祉用具サービス計画・住宅改修計画を立案することを通じて、リハ専門職との連携やチームアプローチのあり方、自立を支援する福祉用具サービスについて学ぶ研修会を開催した。

〈神奈川県ブロック〉平成 30 年 2 月 17 日〈三重県ブロック〉平成 29 年 10 月 7 日

〈大阪府ブロック〉平成 29 年 6 月 17 日〈福岡県ブロック〉平成 29 年 7 月 8 日

6. 広報に関する活動

(1)福祉用具専門相談員の自己研鑽支援の実施

自己研鑽の努力義務が法定化され、その結果、福祉用具専門相談員が継続的に職業能力の開発・向上に努められるよう、事業者の理解や、地域における研修機会の確保、研修受講の結果を適切に評価する仕組みなど、福祉用具専門相談員を支援する環境づくりが求められている。本会では関係者と連携し、福祉用具専門相談員、福祉用具貸与事業所、行政、研修実施者、ケアマネジャー等を対象に、福祉用具専門相談員の自己研鑽支援を実施した。

- 普及・啓発シンポジウムの開催(4月のバリアフリー展/9月のHCR)
- 平成29年度定時総会における広報活動
- 各ブロックによる普及・啓発活動の実施(チラシ等の配布)

(2)福祉用具サービスハンドブック「担当者会議・用語編」制作・配布

サービス担当者会議や在宅サービスを提供する際に接する機会の多い代表的な専門用語や、ご利用者にはなじみがない用語を簡潔に説明・読み替えをして整理したハンドブック(A6判、A4の1/4サイズ)を全国生活共同組合連合会・全国労働者共済生活共同組合連合会からの助成を受け制作、会員全員、関係者へ配布した。福祉用具専門相談員が、サービス担当者会議等における補助的資料、福祉用具サービス計画書の立案や利用者・家族への説明等の際に現場で有効に利用している。

(3)バリアフリー展 2017、H.C.R.2017 への出展・イベント開催

バリアフリー展およびHCRにて、企画展示、シンポジウム、ワークショップ等を行った。

<バリアフリー展 2017 4月20～22日:大阪>

■シンポジウム

日 時/平成29年4月20日

テーマ/「より専門的な福祉用具専門相談員の配置に関して」

■ワークショップ

日 時/平成29年4月21日

テーマ/福祉用具サービス計画書実践講座!

状態像に応じた機種を選定理由・留意事項の作成

メーカー開発者の視点を計画書に活かそう!

<HCR2017 9月27日～29日:東京>

■ワークショップ

日 時/平成29年9月28日

テーマ/介護保険制度改正に伴う福祉用具貸与サービスの対応

(4)10月1日「福祉用具の日」協賛イベントの実施

「福祉用具の日」推進協議会は、厚生労働省、経済産業省の後援を得て、福祉用具法の施行日である10月1日を「福祉用具の日」として、全国的な福祉用具の普及・啓発活動を展開している。本会ではこの趣旨に賛同し、福祉住環境コーディネーター協会との協賛イベントを実施した。

日時 /平成29年9月28日

テーマ/福祉住環境整備とケアマネジャーとの連携

(5)一般・会員専用サイトなどホームページの充実

会員へのWEBアンケートによって把握したニーズを参考に、ホームページの整理・充実を図った。一般の方も閲覧可能なページでは活動紹介を充実させ、会員専用サイトでは法令通知やコラム等を閲覧できるようにした。

(6)「ふくせんレポート」の発行(総合版、号外)

本会が行う会議、研修、イベント等や、本会が関係する催事など、会員にとって必要と思われる情報をレター形式の情報誌総合版「ふくせんレポート」を4回発行し、会員専用ページ等で提供している。また制度改正に合わせて号外版を随時発行(合計8回)した。

○総合版「ふくせんレポート第18号」(平成29年6月9日発行)

○号外版「第141回社会保障審議会介護給付費分科会 レポート～福祉用具について～」(平成29年5月25日発行)

○号外版「ハンドル形電動車椅子に係る交通安全研修会にふくせん岐阜県ブロックが協力(6/19)」(平成29年6月28日発行)

○号外版「全国介護保険担当課長会議 レポート～福祉用具について～」(平成29年7月7日発行)

○総合版「ふくせんレポート第19号」(平成29年7月19日発行)

○号外版「岡山県ブロック設立総会開催！！設立記念研修会の開催(平成29年10月24日)」(平成29年10月31日発行)

○号外版「第148回社会保障審議会介護給付費分科会 レポート～福祉用具貸与について～」(平成29年10月31日発行)

○総合版「ふくせんレポート第20号」(平成29年11月30日発行)

○号外版「第156回社会保障審議会介護給付費分科会 レポート～福祉用具貸与及び居宅介護支援について～」(平成29年12月14日発行)

○号外版「第157回社会保障審議会介護給付費分科会 レポート～福祉用具貸与:運営基準の見直しについて～」(平成30年1月18日発行)

○号外版「第158回社会保障審議会介護給付費分科会 レポート～介護報酬改定の主な事項:福祉用具貸与～」(平成30年1月26日発行)

○総合版「ふくせんレポート第21号」(平成30年3月31日発行)

7. 調査・研究に関する活動

(1)平成29年度厚生労働省老健事業

「福祉用具の適切な貸与に関する普及啓発事業」への取組

厚生労働省より老人保健健康増進等事業の助成を受け、標題の事業に取り組んだ。「介護保険制度の見直しに関する意見」において、利用者が適切に福祉用具を選択できるよう、「福祉用具専門相談員が、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することを義務づけることが適当である」とされたところである。

この意見を受けて、本事業では、福祉用具サービス計画書の様式変更等の対応を行うとともに、全国4ヶ所で普及啓発を行った。また内容や考え方を整理した「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)」作成ガイドラインを作成した。3月に報告書を作成するとともに、ホームページにて調査成果の公表を行った。

<東京会場> 平成29年11月21日 <大阪会場> 平成29年12月22日

<福岡会場> 平成30年1月19日 <宮城会場> 平成30年2月13日

(2)世田谷区の福祉用具訪問調査への協力

世田谷区は、介護給付適正化事業において福祉用具貸与・販売に係る訪問調査を行っている。この事業は、福祉用具専門相談員のモニタリング技術に着目し、本会会員である福祉用具専門相談員を調査員として、区担当者の行う指導、助言の補助を行うもの。なお、国は、

第 3 期介護給付適正化計画の指針において、本会のブロック等との連携による事業も例示している。

■平成 29 年度訪問調査件数:40 件

■講演会の開催

日 時／平成 29 年 11 月 16 日

テーマ／「平成 30 年度介護保険制度における福祉用具貸与の改正点等について」

以 上

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
平成29年度決算実績(案)

自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月 31日

項目	29年度実績(4月-3月)						差異	備考(主な計上根拠)	
	予算	一般	ポイント制		事業				合計
			老健	生協	世田谷	合計			
(1)					(2)	(3)	(2)-(1)		
繰越金	24,933,499	24,933,499	0	0	0	0	0		
1 正会員会費収入	22,000,000	22,580,000	0	0	0	0	580,000	正会員@10,000円×2,258名	
2 賛助会員会費収入	5,400,000	5,200,000	0	0	0	0	▲200,000	賛助会員 38社 @100,000円×52口	
3 P制度初期登録料	150,000	0	78,000	0	0	0	▲72,000	初期登録料 @3,000円×26名	
4 世田谷委託事業収入	484,000	0	0	0	0	483,840	▲160	世田谷区内利用者訪問調査 @12,096円×40件	
5 書籍販売等事業収入	600,000	341,133	0	0	0	341,133	▲258,867	ほか7ヶ他書籍販売	
6 講演料収入	200,000	808,874	0	0	20,000	828,874	628,874	講演料収入(平成30年度改正に向けた説明会実施)	
7 研修事業収入	3,650,000	794,500	0	0	0	794,500	▲2,855,500	より専門的知識研修 登録料のみ徴収へ事業形態変更	
8 7707組織活動費収入	2,550,000	7,399,808	0	0	0	7,399,808	4,849,808	7707での研修会受講料等独自収入分(平成30年度改正に向けた説明会実施)	
9 厚労省助成金事業収入	15,000,000	0	0	0	0	14,000,000	▲1,000,000	老健事業収入	
10 生協助成金事業収入	1,500,000	0	0	0	0	1,500,000	0	生協事業収入	
11 雑収入	10,000	534,709	0	53	3	534,765	524,765	受取利息、総会懇談会費	
12 会計間振替	442,000	0	250,584	177,426	861	428,871	▲13,129	一般会計より老健事業員組分、研修料小制、生協事業等へ会計間振替	
当期収入合計	51,986,000	37,858,624	328,584	14,177,479	1,500,864	54,169,391	2,183,391		
事業費計	51,711,000	31,178,508	328,584	14,177,479	1,500,000	47,509,014	▲4,201,986	※科目目明細については別紙記載	
管理費計	3,778,000	2,888,369	0	0	864	179,397	▲3,068,630	※科目目明細については別紙記載	
繰入金支出計	442,000	251,445	0	0	0	251,445	▲190,555	※科目目明細については別紙記載	
事業費管理費計	55,931,000	34,318,322	328,584	14,177,479	1,500,864	50,829,089	▲5,101,911		
予備費	▲3,945,000	0	0	0	0	0	3,945,000		
収支差額	0	3,340,302	0	0	0	3,340,302	3,340,302		
次期繰越収支差額	24,933,499	28,273,801	0	0	0	28,273,801	3,340,302		

当期支出の部明細

項目	予算	29年度実績(4月-3月)					差異	備考(主な計上根拠)
		一般	ポイント制	事業		合計		
				老健	生協			
(1)	(2)	(3)	(2-1)					
1 賃金(人件費)	660,000	0	0	0	0	▲ 660,000	老健事業:派遣職員給与	
2 書籍購入費	561,000	335,523	0	0	0	▲ 225,477	販売書籍仕入、業界新聞購読、カイトブック購入費等	
3 プログラム組織活動費支出	4,230,000	7,067,425	0	0	0	2,837,425	プログラム活動費・奨励金、プログラムの研修会等費用支出	
4 調査研究費	300,000	177,426	0	0	0	▲ 122,574	老健事業一般会計負担分	
5 広報活動費	1,610,000	1,323,976	0	0	0	▲ 286,024	HCR出版・ふくせんレポート作成、HPなど情報発信等	
6 旅費交通費	4,678,000	2,376,188	0	1,235,928	0	▲ 1,082,589	理事会、拡大正副、プログラム組織化、老健、事務局(普及啓発活動支援)他(より専門的知識研修:講師旅費減)	
7 P-制度委員会の設置・開催	442,000	0	328,584	0	0	▲ 113,416	研修ポイント認証委員会	
8 P-制度広報に関する業務	50,000	0	0	0	0	▲ 50,000		
9 P-制度調査・システム改修	100,000	0	0	0	0	▲ 100,000		
10 通信運搬費	2,115,000	818,640	0	116,391	250,000	▲ 928,821	発送費、電話通信費	
11 事務消耗品費	209,000	102,414	0	4,055	0	▲ 102,531	事務消耗品	
12 印刷製本費	4,158,000	541,979	0	5,145,550	1,050,000	2,578,529	会議資料、ふくせんレポート、老健事業、生協事業、他(老健事業増)	
13 会議費	1,892,000	381,605	0	388,823	0	▲ 1,123,572	理事会、拡大正副、プログラム組織化、老健事業、等(より専門的知識研修:研修会場費減)	
14 使用料・賃借料	1,008,000	0	0	0	0	▲ 1,008,000	老健会場費等⇒会議費に合算	
15 諸謝金	2,387,000	650,234	0	204,192	200,000	▲ 1,012,574	理事会、拡大正副、プログラム組織化、普及啓発、老健事業、生協、世田谷等(より専門的知識研修:講師謝金減)	
16 報酬	635,000	0	0	0	0	▲ 635,000	老健委員謝金⇒謝金に合算	
17 委託費	24,200,000	17,200,000	0	6,598,800	0	▲ 401,200	老健委託費、事務局職員委託費	
18 雑費	36,000	203,098	0	0	0	▲ 167,098	懇親会費他	
19 雑役務費	2,440,000	0	0	485,740	0	▲ 1,954,260	老健WEBページ作成、議事録作成、振込手数料他(老健事業減)	
事業費計	51,711,000	31,178,508	328,584	14,177,479	1,500,000	▲ 4,201,988		
1 人件費	0	0	0	0	0	0		
2 福利厚生費	100,000	98,356	0	0	0	▲ 1,644		
3 交際費	20,000	0	0	0	0	▲ 20,000		
4 什器備品	50,000	56,627	0	0	0	▲ 6,627	事務備品費	
5 消耗品費	10,000	0	0	0	0	▲ 10,000		
6 水道光熱費	200,000	134,506	0	0	0	▲ 65,494	水道・光熱費	
7 賃借料	1,728,000	1,728,000	0	0	0	0	賃料・共益費	
8 リース代	1,200,000	525,204	0	0	0	▲ 674,796	パソコリス・複合機リース代(電話代は通信運搬費、コピー機代は印刷製本費で計上)	
9 租税公課	70,000	70,000	0	0	0	0	法人住民税	
10 雑費	400,000	275,676	0	864	179,397	55,937	振込手数料、他団体年会費等	
管理費計	3,778,000	2,868,369	0	864	179,397	▲ 709,370		
1 会計間接費	442,000	251,445	0	0	0	▲ 190,555	一般会計より研修ポイント制へ会計間接費	
繰入金支出計	442,000	251,445	0	0	0	▲ 190,555		
事業費管理費計	55,831,000	34,318,322	328,584	14,177,479	1,500,864	▲ 5,101,911		

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
 附属明細書(案)

平成30年3月31日現在

(単位:円)

項目	金額	備考
1 小口現金	169,932	
2 普通預金(高輪台支店)	24,970,601	普通預金残(団体口座)
3 郵便貯金	743,346	郵便貯金
4 普通預金(ブロック口座)	3,367,598	普通預金残(ブロック口座)
5 未収金	0	
現金預金合計	29,251,477	
流動資産合計	29,251,477	
1 未払金	318,516	租税公課等
2 預り金	659,160	平成30年度正会員年会費等
流動負債合計	977,676	
正味財産合計	28,273,801	

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
 貸借対照表(案)

平成30年3月31日現在

(単位:円)

科目	前年度	当年度	増減
I 資産の部			
流動資産			
現金預金	25,419,167	29,251,477	3,832,310
未収金	0	0	0
流動資産合計	25,419,167	29,251,477	3,832,310
資産合計	25,419,167	29,251,477	3,832,310
II 負債の部			
流動負債			
未払金	195,668	318,516	122,848
預り金	290,000	659,160	369,160
流動負債合計	485,668	977,676	492,008
負債合計	485,668	977,676	492,008
III 正味財産の部			
一般正味財産	24,933,499	28,273,801	3,340,302
正味財産合計	24,933,499	28,273,801	3,340,302
負債及び正味財産合計	25,419,167	29,251,477	3,832,310

監査報告書

平成30年5月14日

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会
理事長 岩元 文雄 殿

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

監事

大徳宏教 

監事

海田尚広 

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会の平成29年会計年度における会計及び業務の監査を行い、次の通り報告いたします。

1、 監査の方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿及び計算書類すなわち貸借対照表・収支計算書並びに附属明細書の閲覧等必要な監査手続きを実施し、計算書類の正確性を検討いたしました。
- (2) 業務監査について、理事及び関係者より業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧等必要な監査手続きを実施し、理事の業務執行の妥当性を検討いたしました。

2、 監査意見

- (1) 貸借対照表・収支計算書は、会計帳簿の記載金額と一致し、当法人の財政状態及び収支状況を正しく示していたことを認めます。
- (2) 理事の業務の執行に関する不整の行為及び法令若しくは定款に反する重大な事項はないと認めます。

以上

第3号議案 役員候補者の選任(案)に関する件

1. 継続の理事・監事の候補者(案)

【理事】 20名

畔上 加代子	株式会社エイゼット 代表取締役
岩元 文雄	株式会社カクイックス ウィング 代表取締役社長
大熊 由紀子	国際医療福祉大学大学院 教授
長田 信一	公益財団法人テクノエイド協会 常務理事
金沢 善智	株式会社バリオン介護環境研究所 代表取締役社長
酒井 博人	総合メディカル株式会社 取締役会長
清水 鳩子	一般財団法人主婦会館 理事長
白澤 政和	桜美林大学大学院老年学研究科 教授
中井 孝之	一般社団法人シルバーサービス振興会 常務理事
中川 敬史	株式会社ライフ・テクノサービス 常務取締役
西田 在賢	県立広島大学大学院経営管理研究科 教授
英 裕雄	医療法人社団三育会 新宿ヒロクリニック 院長
東畠 弘子	国際医療福祉大学大学院 教授
樋口 恵子	NPO 法人高齢社会をよくする女性の会 理事長
福田 裕子	株式会社サンメディカル 常務取締役
松井 一人	公益社団法人日本理学療法士協会 理事
本村 光節	一般社団法人日本福祉用具供給協会 専務理事
森 まり子	福祉住環境コーディネーター協会 専務理事
山下 和洋	株式会社ヤマシタコーポレーション 代表取締役社長
渡邊 慎一	一般社団法人日本作業療法士協会 制度対策部 福祉用具対策委員長

【監事】 2名

大徳 宏教	麻布税理士法人 代表社員
海田 尚広	有限会社アイフルケア 代表取締役

2. 新任の理事の候補者(案) 7名

秋山 祐治	川崎医療福祉大学 副学長
荒井 祐子	有限会社スマイルケア 取締役会長
門田 和己	フランスベッド株式会社 代表取締役副社長 統括事業本部長
記虎 孝年	公益社団法人関西シルバーサービス協会 理事長
酒井 強志	株式会社サカイ・ヘルスケア 代表取締役
濱田 和則	一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長
村木 利光	株式会社トーカイ 執行役員 シルバー事業本部長

3. 退任者 1名

原田 重樹	一般社団法人日本介護支援専門員協会 前副会長
-------	------------------------

(候補者の所属、役職は平成30年5月15日現在)

第 4 号議案 FJC 検定試験合格者に関連した定款変更(案)に関する件

1.概要

本会の会員増強及び組織活動活性化のため、福祉住環境コーディネーター（以下、「FJC」という。）検定試験合格者を本会会員として迎え入れる。

2.FJC 及び FJC 協会とは

(1)FJC について

FJC とは、高齢者や障害者に対し、できるだけ自立し、いきいきと生活できる住環境を提案するアドバイザーです。医療・福祉・建築について体系的に幅広い知識を身に付け、各種の専門家と連携をとりながらクライアントに適切な住宅改修プランを提示します。(HPより転記)

検定試験 1 級、2 級、3 級があり、主催は東京商工会議所・施行各商工会議所。

(2)FJC 協会について

FJC 協会とは、FJC 検定試験 1 級・2 級・3 級の合格者が任意で加入する団体。FJC のためのスキルアップ、ネットワーク化、インフォメーションが主な業務となる。会員数は 5,700 名。年会費 5 千円。

3.経緯

(1)FJC 協会が平成 30 年 2 月に開催した理事会にて、平成 31 年 3 月末で FJC 協会を解散することを承認した。(解散は平成 31 年 3 月末までに開催される臨時総会での決議事項)

(2)FJC 協会より、同協会が会員向けに行っているサービス業務に関する移管をお願いしたいという提案が本会宛にあった。

(3)本会の理事会にて討議し、FJC 協会会員の合流と、FJC 検定試験合格者の受け入れ、FJC 協会が実施しているサービス業務の精査と一部移管を受け入れることとする。

4.定款の変更点

※変更箇所のみ抜粋

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第3条</p> <p>当法人は、介護保険法に規定される福祉用具専門相談員の職業倫理を確立し、社会的地位及び資質の向上に努めるとともに、我が国の福祉用具サービスの普及、発展を目指し、国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)福祉用具専門相談員の職務に関する知識、技能の向上に関する研修</p> <p>(2)福祉用具専門相談員の倫理、及び資質の向上に関する普及啓発</p> <p>(3)福祉用具専門相談員が必要としている情報の提供</p> <p>(4)福祉用具サービスの普及、発展に関する調査及び研究</p> <p>(5)その他法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>(法人の構成員)</p> <p>第6条 当法人に次の会員を置く。</p> <p>新設</p>	<p>(目的)</p> <p>第3条</p> <p>当法人は、介護保険法に規定される福祉用具専門相談員の職業倫理を確立し、社会的地位及び資質の向上に努めるとともに、我が国の福祉用具サービス等の普及、発展を目指し、国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)福祉用具専門相談員等の職務に関する知識、技能の向上に関する研修</p> <p>(2)福祉用具専門相談員等の倫理、及び資質の向上に関する普及啓発</p> <p>(3)福祉用具専門相談員等が必要としている情報の提供</p> <p>(4)福祉用具サービス等の普及、発展に関する調査及び研究</p> <p>(5)その他法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>(法人の構成員)</p> <p>第6条 当法人に次の会員を置く。</p> <p><u>(4)FJC会員 福祉住環境コーディネーター 検定試験合格者</u></p>

<p>(入会)</p> <p>第 9 条 正会員、賛助会員、及び特別会員として入会しようとする者は、所定の様式により申し込みを行い、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>(入会金及び会費)</p> <p>第 10 条 新設</p> <p>(退会)</p> <p>第 12 条 正会員、賛助会員、及び特別会員は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。ただし、1 か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。</p> <p>附則 (新設)</p>	<p>(入会)</p> <p>第 9 条 正会員、賛助会員、特別会員、及び <u>FJC 会員</u>として入会しようとする者は、所定の様式により申し込みを行い、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>(入会金及び会費)</p> <p>第 10 条 <u>4.FJC 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。</u></p> <p>(退会)</p> <p>第 12 条 正会員、賛助会員、特別会員、及び <u>FJC 会員</u>は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。ただし、1 か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。</p> <p>附則 第 1 条 <u>この定款は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。</u></p>
--	---

5.会費について

(1)FJC 会員は、FJC 協会解散後の平成 31 年 4 月から平成 33 年 3 月末(平成 32 年度末)まで 5,000 円とする。

(2)平成 33 年 4 月より正会員と同様の 10,000 円とする。

(3)会費を期間限定で 5,000 円とする理由は、FJC 協会の年会費が 5,000 円だったため会費急上昇への緩和期間、FJC 協会の業務移管の移行期間とするため。

以上

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 平成 30 年度事業計画

平成 30 年度基本方針

- (1) 福祉用具専門相談員の質の向上に関する調査研究を行い、福祉用具サービスのさらなる充実を可能とする仕組みを検討する。また研修ポイント制度の普及をはじめとした自己研鑽環境整備の推進を図る。
- (2) ブロック長会議や展示会等を通じ会員ニーズを把握するとともに、政策や制度の動向を注視し適切な対応を図る。必要に応じ提言等を行う。
- (3) ブロックにおいて地域に根差した活動を増やすことにより、福祉用具専門相談員の存在と役割について、多職種に理解して頂けるような活動を行う。
- (4) 職能団体としての影響力を高めるため、今年度末 2,400 名、将来的には 3,000 名を目標として会員増を図る。(参考 平成 30 年 3 月末会員 2,290 名)

【具体的な活動】

1. 社員総会・理事会等の開催、運営

定款の目的を実現するための適切な事業計画、収支予算を作成し、適正に実施していくために社員総会、理事会、正副理事長会議を開催する。また、各地域での会員の自主的な活動を促進していくためブロック長会議、ブロック等組織化対策委員会を開催する。

(1) 定時社員総会の開催(1回)

6月22日に定時社員総会を開催し、平成29年度事業報告(案)・決算報告(案)等について、社員に審議・承認を求める。併せて平成30年度事業計画・収支予算等の実施について、会員に協力を求める。

(2) 理事会の開催(3回)

平成30年度の事業計画、収支予算の作成・実施、その他会務における適正な業務の執行に関する事項を議決するための理事会2回、役員改選の理事会を1回開催する。

(3) 正副理事長会議の開催(2回)

理事会の補助・調整等を行うため、必要に応じ、理事会の開催に先立ち正副理事長会議を開催する。

(4)ブロック長会議(1回)

ブロック組織の強化、活動の活性化を図るとともに、ブロック長など各ブロックの関係者を集め、他ブロックとの連携強化や情報交換の場となるブロック長会議を開催する。(平成 30 年 4 月 19 日開催)

(5)ブロック等組織化対策本部 検討委員会(1回)

未組織地域におけるブロック設立に向けた情報交換や、協力体制の構築も含め、年度途中におけるブロック活動の中間報告、活動好事例に関する情報交換、共催イベントの企画等を目的に、ブロック等組織化対策本部による検討委員会を開催する。

2. 委員会等の設置・開催

理事会から付託された事項について、検討・企画・実施するため、委員会を設置・開催する。

(1)「より専門的知識及び経験を有する者(福祉用具専門相談員)」養成研修検討委員会(3回)

「より専門的知識及び経験を有する者(福祉用具専門相談員)」養成研修の更なる普及及び制度化にむけて、課題となる問題作成やテキスト作成などの修了評価の運用方法、修了者の名簿管理等について、課題整理と実施に向けての検討委員会を開催する。

(2)福祉用具サービス計画作成 SV(スーパーバイザー)養成研修検討委員会(1回)

平成 28・29 年度に実施した SV 養成研修、および SV 養成研修修了者フォローアップ研修の受講者アンケートや講師のフィードバック等を踏まえ、課題整理と改善策検討等のため委員会を開催する。

(3)FJC 検定試験合格者との合流に関するワーキングチーム検討委員会(5回)

FJC 検定試験合格者の本会への合流や FJC 協会の会員サービス業務の一部移管や今後の事業のあり方等のため委員会を開催する。

3. 会員、組織に関する活動

(1)会員増強・プラスワン運動の展開

既存会員に一人以上の入会者の獲得を呼びかけることを内容とし、平成 26 年度より実施してきた活動である。会員のつながりが増進され、ブロック活動の充実やブロック内外の交流促進による効果があったが、新規入会者の数が減少しており、今年度も引き続き本運動を展開し、会員数を増やしていく。

■協力会員への総会等での表彰およびブロック活動費の加算

協力者には感謝状を贈呈する。また各ブロックには前年度の入会人数に応じたブロック活動費の加算を行う。

■運動推進期間

平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までの 1 年間

■会員に期待する活動

会の活動内容を PR して頂くとともに、新規会員の勧誘を行い入会につなげる。

(2)各ブロックの運営支援

地域における会員間の交流や、行政、関係団体との連携が促進されるよう、ブロック活動費支給、研修会開催に関する業務支援、研修や講習会の講師紹介、関係者間の仲介等を通じ既存ブロックを支援する。

(3)新規ブロックの設立

11 あるブロック未設置道県、および近隣地域の会員、関係者との連携のもと、1 地域でも多くブロック設立を進める。

(4)賛助会員制度の充実と入会促進

本会の活動を側面から支援して頂く賛助会員と、正会員の交流が効果的に図れるよう、各種会合や研修、広報など様々な活動を通じて、情報交換等の場を設定する。また、新規賛助会員の募集活動を積極的に行っていく。

4. 政策提言、関係機関・団体に関する活動

前記基本方針に基づく事業を円滑に実施していくため、国に対して必要な政策提言を行うとともに、自治体や全国・地域の関係者と連携して必要な活動を展開していく。

(1)国に対する政策提言に関する活動

会員、関係者等から意見を集約するなどして、福祉用具専門相談員の資質の向上、専門性の確保に向けた政策提言を国に対して行う。

(2)他の職能・事業者の全国組織等との連携

福祉用具専門相談員が運営基準を遵守し、自己研鑽を通じ継続的に質の向上が図れるよう、他の職能・事業者の全国組織等と連携し、会員への研修機会の確保など環境整備に努める。

(3)ブロック等を通じた都道府県・市区町村との連携等

福祉用具専門相談員が運営基準を遵守し、自己研鑽を通じ継続的に質の向上を図れる環境を整えられるよう、各ブロックを通じ都道府県、市区町村との連携を深めるとともに、多職種と地域協力環境づくりを進める。

5. 「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」の普及・推進

「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」(以下、「研修ポイント制度」という。)の普及・推進を目的に、以下の活動を行う。

(1)研修ポイント制度の普及・啓発活動

自己研鑽努力義務が平成 27 年 4 月に指定基準に明文化され、福祉用具専門相談員指定講習や介護支援専門員更新研修の講師等ができる人材の育成を目標に、SV養成研修がスタートをした。福祉用具専門相談員にはより専門性の高い知識や実務能力が期待されるが、とくに知識面で自己研鑽履歴の指標として活用できる研修ポイント制度の浸透を図る。このため、当会の広報活動において、また実地指導を行う都道府県等に対して、研修ポイント制度が自己研鑽を支援する仕組みである点を積極的に紹介する。

(2) 研修認証委員会の開催、認証結果・開講情報等の公表

研修ポイント付与の対象となる研修を認証するため、月 1 回研修認証委員会を開催し、認証を行うと共に、認証結果・研修の開講情報等を Web で公表する。

(3) 研修ポイントの認定と登録支援・公表

制度登録者が、基本情報等の登録を円滑に行い、Web サイトからポイントの申請が容易にできるように手順を整備する。

6. 研修に関する活動

本会では、福祉用具サービスの質の確保と、専門職としての専門性の向上を目指して、以下の研修等を行っていく。

(1) 福祉用具サービス計画作成 SV 養成研修の開催

指定講習で「福祉用具サービス計画」の講義・演習を行うと共に、地域で当該計画の指導を行うスーパーバイザー(福祉用具専門相談員)を養成する目的で、同研修を開催する。

(2) 「より専門的知識及び経験を有する者(福祉用具専門相談員)」養成研修の開催

「より専門的知識及び経験を有する者(福祉用具専門相談員)」養成研修を開催することで、受講修了者を増やし、制度改正に向けた準備、指定講習機関への PR 活動等を行なう。また、その効果を調査する。

(3) 各種認定研修の開催支援

福祉用具専門相談員の自己研鑽を支援し、研修機会の確保を図るため、昨年度に続きテクノエイド協会が主催する「リフトリーダー養成研修」の各ブロックでの開催を支援する。

(4) ブロックにおける各種研修会の開催支援

ブロックにおける各種研修会の開催を支援し、福祉用具専門相談員の自己研鑽の環境整備を行う。

(5) 関連団体との各種研修会の開催支援

福祉用具に関連が深い各種団体とブロックとの合同研修会の開催を支援し、多職種連携の環境整備を行う。

7. 広報に関する活動

(1) 福祉用具専門相談員の役割と重要性についてのアピール

以下の広報活動を通じ、福祉用具専門相談員の役割をアピールし、一般の方や多職種に福祉用具専門相談員に対する認知・関心を高めていただく。また、福祉用具専門相談員に対しては自己研鑽の重要性についてアピールし、専門性の向上を促進する。

■普及・啓発シンポジウムの開催(4月のバリアフリー展 2018/10月のH.C.R.2018)

■各ブロックによる普及・啓発活動の実施

■WEB、ふくせんレポート等の媒体への掲載

■マスコミへの働きかけの強化

(2) 会員に向けた「福祉用具専門相談員向けのリハビリ専門用語ミニ解説集」の作成および配布

全国生活協同組合連合会・全国労働者共済生活協同組合連合会からの助成金をもとに、「福祉用具専門相談員向けのリハビリ専門用語ミニ解説集」を作成し、全会員に配布することにより、福祉用具専門相談員の質の向上を図る。

(3) バリアフリー展 2018、国際福祉機器展 H.C.R.2018 への出展・イベント開催

バリアフリー展、HCR においては、例年、本会がその年度に取り組む主な活動をメインテーマに普及・啓発を行っている。期間内には企画展示、シンポジウム、ワークショップ等を行う。また賛助会員にも協力いただき、賛助会員のブースを巡るスタンプラリーを実施することにより集客を図り、周知活動や会員募集活動を強化する。また、開催地ブロックはもとより、他のブロックの会員のサポートを得て運営することで会員間の情報交換や交流を図る。

■バリアフリー展における展示およびイベント実施(4月19日～21日)

■HCR における展示およびイベント実施(10月10日～12日)

(4) 10月1日「福祉用具の日」協賛イベントの実施

「福祉用具の日」推進協議会は、厚生労働省、経済産業省の後援を得て、福祉用具法の施行日である10月1日を「福祉用具の日」として、全国的な福祉用具の普及・啓発活動を展開。本会ではこの趣旨に賛同し、HCR 期間中に協賛イベントを実施する。

(5) 公式サイト、メールマガジンの充実

福祉用具専門相談員の役割や本会の活動について理解を広めるためには、ホームページへのアクセスを増やす必要がある。このため、ホームページの内容・構成を紹介する記事を、今年度発行の「ふくせんレポート」に掲載する。これまで目にしていない部分についても気付き、あるいは関心を持って頂くことにより、まず会員の閲覧頻度を増やすことを目指す。また福祉用具専門相談員にとって有用な情報を迅速に提供するツールとして、メールマガジンの配信を行う。

(6) 「ふくせんレポート」の発行

本会が行う会議、研修、イベント等や、本会が関係する催事など、会員にとって必要と思われる情報をレター形式の情報誌「ふくせんレポート」にして年4回程度発行し、会員、関係者に郵送する。また、制度改正に関する動きなど会員にとって有用な情報や、新しい試み(活動)など一般の方にも伝えたい情報を「号外」として発行し、広く発信していく。

(7) 各種テキストの発行(ガイドブック、研修テキスト)

平成30年度の介護保険制度改正に対応した「ふくせん福祉用具サービス計画作成ガイドブック」と「より専門的知識及び経験を有する者」養成研修テキストを新たに発行する。

8. 調査・研究に関する活動

(1) 平成30年度厚生労働省老健事業への取り組み

老人福祉の増進を図るため、厚生労働省老人保健健康増進等事業に申請を行う。事業採択後は検討委員会、作業部会を組織し、両委員会と事務局が協力して調査、分析を進め、報告書作成後、国への報告を行う。

(2)世田谷区の福祉用具訪問調査への協力と、他の自治体に対する同事業の普及・啓発活動

世田谷区は、介護給付適正化事業において福祉用具・販売に係る訪問調査を行っている。この事業は、福祉用具専門相談員のモニタリング技術に着目し、本会会員である福祉用具専門相談員を調査員として、区担当者の行う指導、助言の補助を行うもの。平成 29 年度は 40 件の調査を実施し、当会の委託した会員が調査員となり訪問調査を実施した。適正な介護保険給付推進に貢献するとともに、当会の役割を自治体にアピールする場ともなっている。

福祉用具の適正化の重要性は引き続き重要なテーマであることから、平成 30 年度も引き続き協力していく。また他の自治体への展開にも備える。

以 上

平成30年度 年間スケジュール(案)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
19日～21日 バリアフリー展	15日 第1回理事会	22日 講演・定時社員総会	ふくせんレポート発行	FJC合流ワーキングチーム 第2回検討委員会	HCR 募集DM より専門的知識研修 第2回検討委員会
19日 シンポジウム	14日 会計・業務監査	22日 役員改選 第2回理事会			
20日 ワークショップ		より専門的知識研修 第1回検討委員会			
21日 全国ブロック長会議					
11日 FJC合流ワーキングチーム 第1回検討委員会					
ふくせんレポート発行					
10月	11月	12月	1月	2月	3月
10日～12日 HCR	SV告知と募集 開催準備依頼	7日～8日 SV研修開催		中旬 正副理事長会議の開催	月上旬 第3回理事会開催
上期会計・業務監査		FJC合流ワーキングチーム 第4回検討委員会		中旬 ブロック組織化 対策委員会の開催	ハリアフリー 募集DM
SV告知と募集 開催準備依頼		ふくせんレポート発行		より専門的知識研修 第3回検討委員会	
FJC合流ワーキングチーム 第3回検討委員会				FJC合流ワーキングチーム 第5回検討委員会	

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

平成30年度収支予算

自 平成30年4月 1日 至 平成31年3月 31日

項目	区号	算式	30年度予算(案) (1)					29年度実績(2)					差異 (1)-(2)	備考(主な計上根拠)			
			一般(三分割)		計	専業		老練	生協	世田谷	老練	生協			世田谷		
			一般(案)	SV		老練	生協									世田谷	老練
繰越金	①		26,998,154	1,275,647	28,273,801	0	0	0	0	0	28,273,801	26,998,154	1,275,647	0			
1 正会員会費収入			24,000,000	0	24,000,000	0	0	0	0	0	24,000,000	22,580,000	0	0	29年度未納金の2,290名から110名追加2,400名		
2 賛助会員会費収入			5,400,000	0	5,400,000	0	0	0	0	0	5,400,000	5,200,000	0	0	29年度実績 52口から3口減の48口から5口追加 54口		
3 制度初期登録料			0	0	0	180,000	0	0	0	0	180,000	0	78,000	0	102,000 ※1		
4 世田谷委託事業収入			0	0	0	0	0	0	484,000	0	484,000	0	483,840	0	160 29年度実績より(1件@12,098円×40名)		
5 書籍販売等事業収入			850,000	0	850,000	0	0	0	0	0	850,000	341,133	0	0	508,867 ※2		
6 講演料収入			300,000	0	300,000	0	0	0	0	0	300,000	808,674	0	0	20,000 講演料収入 28年度実績より (29年度は普及啓発説明会で講演会を多く実施)		
7 研修事業収入			0	450,000	2,125,000	2,575,000	0	0	0	0	2,575,000	794,500	0	0	794,500 ※3		
8 アドバンス研修活動費収入			7,400,000	0	7,400,000	0	0	0	0	0	7,400,000	7,399,608	0	0	392 アドバンス研修会受講料等独自収入分 29年度実績より		
9 厚労省助成金事業収入			0	0	0	0	0	0	14,000,000	0	14,000,000	0	0	0	14,000,000 老練専業+29年度 2,000千円で要請し、1,400千円で申請		
10 生協助成金事業収入			0	0	0	0	0	0	1,500,000	0	1,500,000	0	0	0	生協事業収入 29年度実績より		
11 雑収入			10,000	0	10,000	0	0	0	0	0	10,000	534,709	0	53	▲ 524,765 ※4		
12 会計間振替			0	11,000	0	11,000	420,000	0	0	0	431,000	0	250,584	0	177,426 ※5		
当期収入合計	②		37,960,000	461,000	2,125,000	40,546,000	800,000	14,000,000	1,500,000	484,000	57,130,000	37,658,624	328,584	14,177,479	1,500,864	503,840	54,169,391
収入合計	③	①+②	64,958,154	1,736,647	2,125,000	68,819,801	800,000	14,000,000	1,500,000	484,000	85,403,801	64,656,778	1,604,231	14,177,479	1,500,864	503,840	82,443,192

※1: 登録料@3千円×60名 (H29実績: 26名)

※2: 28年度実績709千円の120%増で想定 制度改正に対応したガイドブック、より専門的研修テキスト等発行のため(H28:709千円、H29:341千円)

※3: SV養成研修会(1会場)受講料 @15千円×30名=450千円 より専門的知識研修(登録料@2,500円×受講者850名×=2,125千円)

※4: 受取利息等 29年度実績より 雑収入費は予測できないため計上しない

※5: SV研修 支出461千円-受講料450千円=11千円、研修ポイント 支出600千円-登録料180千円=420千円、合計431千円

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

平成30年度収支予算

自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日

Ⅱ 支出の部

項目	記号	課式	30年度予算(表)(1)					29年度実績(2)					差異 (1)-(2)	備考(注記上掲載)	
			一般(三分割)		計	事業		合計	一般 (三分割)	特別 交付金	事業				合計
			一般 (表)	SV		表	生協				表	生協			
1 雑費(人件費)			0	0	0	860,000	0	0	0	0	0	0	0	680,000	派遣職員給与・老健@8,800円×75日
2 雑費(人費)			756,000	68,000	824,000	0	0	0	0	0	0	0	0	488,477	※6
3 7/24組織活動費支出			7,100,000	0	7,100,000	0	0	0	0	0	0	0	0	7,087,425	※7
4 雑費(研究費)			300,000	0	300,000	0	0	0	0	0	0	0	0	32,575	※7
5 広報活動費			1,727,000	0	1,727,000	0	0	0	0	0	0	0	0	177,428	122,574・老健事業一般会計負担分
6 経費(交遊費)			2,870,000	100,000	2,970,000	1,100,000	0	1,100,000	0	25,000	4,015,000	2,376,188	0	3,815,411	399,589 ※9
7 P・単年度委員会の設置・開催			0	0	0	400,000	0	0	0	0	400,000	0	0	328,584	71,416 監事委員会
8 P・単年度広報に関する業務			0	0	0	100,000	0	0	0	0	100,000	0	0	0	100,000 チラシ作成等
9 P・単年度調査・分析(改修)			0	0	0	100,000	0	0	0	0	100,000	0	0	0	100,000 HP改修
10 経費(運送費)			1,173,000	10,000	1,283,000	1,324,000	250,000	2,000	2,881,000	818,640	0	1,168,179	1,148	1,674,821	※10
11 経費(消耗品費)			200,000	2,000	202,000	9,000	0	0	212,000	102,414	0	4,055	0	106,488	105,531 事務消耗品費
12 印刷費			1,129,000	40,000	1,269,000	1,800,000	1,050,000	0	4,206,000	541,979	0	5,145,550	1,050,000	6,737,529	▲ 2,531,529 SV費 資料・封筒・ふくせん紙・老健報告書・生協成果物
13 雑費			916,000	45,000	1,061,000	240,000	0	0	1,327,000	381,605	0	386,823	0	766,428	558,572 ※11
14 使用料・賃借料			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 雑費			474,000	186,000	660,000	1,008,000	200,000	360,000	2,354,000	650,234	0	204,192	200,000	1,374,428	979,574 ※12
16 雑費			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 雑費			14,814,000	0	14,814,000	8,500,000	0	0	21,114,000	17,200,000	0	8,598,800	0	23,798,800	▲ 2,684,800 ※13
18 雑費			30,000	10,000	40,000	50,000	0	94,000	144,000	203,098	0	0	0	203,098	▲ 59,098 研修会・展示会
19 雑費			0	0	0	1,259,000	0	0	1,259,000	0	0	485,740	0	485,740	773,260 老健事業
事業費計	④		31,089,000	461,000	32,122,000	600,000	14,000,000	1,500,000	48,703,000	31,178,508	328,584	14,177,479	1,500,000	47,508,014	1,193,986

※6: 販売書籍仕入・業界新聞購読等(H28年:887千円の120%増で計上)

※7: 7/24活動費@5万円×36B=180万円・奨励金33万円・H29実績より7/24での研修会等費用支出分500万円等

※8: HP運用費等(500千円)・ふくせん紙・t作成費(596千円)・展示会出展費用等(500千円)・チラシ作成費(100千円)等

※9: 理事会、7/24/会長会議、組織対策委員会、より専門的研修検討委員会、展示会、研修会等

※10: 総会・会議・研修会等の資料・通知等の発送費、電話通信費、老健事業、生協事業、等

※11: 理事会、正副理事長会、組織化対策本部等、より専門的知識及び経験を有する者研修検討委員会、老健事業の会場代等

※12: より専門的研修委員会担当、展示会講師謝金、老健事業、生協事業、理事会日当等

※13: 事務局職員委託費:1,461万円(職員1名減) 老健事業委託費:700万円

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

平成30年度収支予算

自 平成30年4月 1日 至 平成31年3月 31日

Ⅱ 支出の部

項目	記号	算式	30年度予算(案) (A)					29年度実績 (B)					差異		備考(注)計算上掲載)	
			一般(三分割)		計	専業		合計	専業		合計	(A)-(B)				
			SV	上記専門的 事務(20%)		事務	生協		事務	生協						
1.人件費			3,800,000	0	3,800,000	0	0	0	0	0	0	3,800,000	0	3,800,000	事務局職員1名減により派遣職員を1名依頼	
2.福利厚生費			120,000	0	120,000	0	0	0	0	0	0	98,356	0	21,644		
3.交際費			20,000	0	20,000	0	0	0	0	0	0	20,000	0	20,000		
4.什器備品			50,000	0	50,000	0	0	0	0	0	0	56,627	0	▲ 6,627	事務備品費	
5.消耗品費			10,000	0	10,000	0	0	0	0	0	0	10,000	0	10,000		
6.水道光熱費			200,000	0	200,000	0	0	0	0	0	0	134,506	0	65,494	水道・光熱費	
7.賃借料			1,872,000	0	1,872,000	0	0	0	0	0	0	1,728,000	0	144,000	賃料・共益費(更新手数料144千円増)	
8.リース代			600,000	0	600,000	0	0	0	0	0	0	525,204	0	74,796	パソコン・複合機リース代 (電器代・コピー代は当期より分割)	
9.借入金			70,000	0	70,000	0	0	0	0	0	0	70,000	0	70,000		
10.雑費			420,000	0	420,000	0	0	0	0	3,000	0	423,000	275,876	▲ 32,937	搬送手数料等	
管理費計	⑤		6,982,000	0	6,982,000	0	0	0	0	3,000	0	6,985,000	2,888,389	3,896,370		
1.寄付金			420,000	11,000	431,000	0	0	0	0	0	0	431,000	251,445	179,555	※14	
借入金支出計	⑥		420,000	11,000	431,000	0	0	0	0	0	0	431,000	251,445	179,555		
事業管理費計	⑦ ⑧+⑨		38,471,000	472,000	39,515,000	600,000	14,000,000	1,500,000	484,000	56,099,000	34,318,322	328,584	14,177,479	503,840	5,269,911	
予備費	⑩		▲ 511,000	▲ 11,000	1,031,000	0	0	0	0	1,031,000	3,340,302	0	0	0	▲ 2,309,302	予備費
当期支出合計	⑪		37,960,000	461,000	40,546,000	600,000	14,000,000	1,500,000	484,000	57,130,000	37,858,624	328,584	14,177,479	503,840	2,860,609	
次期繰越収支差額	⑫		26,988,184	1,275,647	28,273,801	0	0	0	0	28,273,801	26,988,154	1,275,647	0	0	0	

※14: SV研修 支出461千円-受講料450千円=11千円、研修ポイント 支出600千円-登録料180千円=420千円、合計431千円

報告関係資料③

ふくせん 新規入会・退会・会員数の推移について

月	H27(2015)			H28(2016)			H29(2017)		
	新規	退会	会員数	新規	退会	会員数	新規	退会	会員数
4	36	28	1,803	33	25	2,054	2	57	2,039
5	15	5	1,813	30	22	2,062	173	15	2,197
6	108	22	1,899	15	43	2,034	48	32	2,213
7	52	15	1,936	42	12	2,064	27	7	2,233
8	75	9	2,002	17	1	2,080	8	2	2,239
9	18	3	2,017	6	8	2,078	3	5	2,237
10	19	6	2,030	8	0	2,086	3	2	2,238
11	8	10	2,028	6	20	2,072	23	5	2,256
12	6	2	2,032	7	10	2,069	29	28	2,257
1	33	9	2,056	20	5	2,084	13	13	2,257
2	17	24	2,049	5	9	2,080	28	3	2,282
3	16	19	2,046	14	0	2,094	15	7	2,290
合計	403	152		203	155		372	176	

※退会理由

2015年度	
経済的理由	4
退職・産休・育休	114
サービスに不満・メリットなし	8
事業撤退	2
社内で1名会員でいればよい	
記入なし	
会費未納(2年)資格喪失	16
死去のため	3
一身上の都合	
転居先・連絡先不明	4
ヘルパー資格	1
合計	152

2016年度	
経済的理由	4
退職・産休・育休	112
サービスに不満・メリットなし	9
事業撤退・利用者減少	1
社内で1名会員でいればよい	1
記入なし	2
会費未納(2年)資格喪失	13
死去のため	1
一身上の都合	
転居先・連絡先不明	
ヘルパー資格	9
活用する機会なし	1
経費削減	1
事業展開していない	1
合計	155

2017年度	
経済的理由	12
退職・産休・育休	110
サービスに不満・メリットなし	7
事業撤退・利用者減少	3
社内で1名会員でいればよい	1
賛助会員になった為個人会員は不要	2
記入なし	20
会費未納(2年)資格喪失	12
死去のため	1
一身上の都合	1
転居先・連絡先不明	3
ヘルパー資格	
活用する機会なし	3
経費削減	
事業展開していない	1
合計	176

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
賛助会員入退会状況

平成 29 年度 新規入会 / 3 社 (3 口)

- ・小宮山印刷株式会社(1 口)
- ・株式会社プラッツ(1 口)
- ・シンエイテクノ株式会社(1 口)

平成 30 年度 退会 / 2 社 (2 口)

- ・ユニチャーム・ヒューマンケア株式会社(1 口)
- ・大和ハウス工業株式会社(1 口)

< 賛助会員一覧 >

株式会社モルテン / 株式会社ケーブ / ラックヘルスケア株式会社 / シーホネンス株式会社 / 株式会社松永製作所 / 公益財団法人テクノエイド協会 / 株式会社カワムラサイクル / 株式会社幸和製作所 / 福祉住環境コーディネーター協会 / アロン化成株式会社 / パナソニックエイジフリー株式会社 / 株式会社社会保険研究所 / 株式会社ミキ / パラマウントベッド株式会社 / 日進医療器株式会社 / 株式会社ランダルコーポレーション / 株式会社タイカ / 住友理工株式会社 / KDDI 株式会社 / 株式会社島製作所 / 豊通オールライフ株式会社 / 株式会社ウェルファン / 株式会社イーストアイ / 株式会社星光医療器製作所 / 徳武産業株式会社 / 矢崎化工株式会社 / 株式会社ウィズ / パラマウントケアサービス株式会社 / 中央法規出版株式会社 / 株式会社シコク / 株式会社スマート / 株式会社タマツ / RT.ワークス株式会社 / 小宮山印刷株式会社 / 株式会社プラッツ / シンエイテクノ株式会社

(申込順・36 社 50 口 平成 30 年 5 月 15 日現在)

以上

平成29年度新規入会者数及び平成30年度ブロック活動費

	都道府県名	H29 新規入会者数	ブロック活動費	H30 加算額	申請上限額
1	北海道	4	0	0	0
2	青森県	3	50,000	3,000	53,000
3	岩手県	9	50,000	9,000	59,000
4	宮城県	3	50,000	3,000	53,000
5	秋田県	4	50,000	4,000	54,000
6	山形県	2	50,000	2,000	52,000
7	福島県	2	50,000	2,000	52,000
8	茨城県	5	50,000	5,000	55,000
9	栃木県		50,000	0	50,000
10	群馬県	2	0	0	0
11	埼玉県	21	50,000	21,000	71,000
12	千葉県	10	50,000	10,000	60,000
13	東京都	36	50,000	36,000	86,000
14	神奈川県	22	50,000	22,000	72,000
15	新潟県	2	50,000	2,000	52,000
16	富山県	8	50,000	8,000	58,000
17	石川県	4	50,000	4,000	54,000
18	福井県	1	50,000	1,000	51,000
19	山梨県	1	50,000	1,000	51,000
20	長野県	4	0	0	0
21	岐阜県	5	50,000	5,000	55,000
22	静岡県	8	50,000	8,000	58,000
23	愛知県	32	50,000	32,000	82,000
24	三重県	12	50,000	12,000	62,000
25	滋賀県	3	50,000	3,000	53,000
26	京都府	21	50,000	21,000	71,000
27	大阪府	26	50,000	26,000	76,000
28	兵庫県	14	50,000	14,000	64,000
29	奈良県	1	50,000	1,000	51,000
30	和歌山県	1	50,000	1,000	51,000
31	鳥取県	6	50,000	6,000	56,000
32	島根県	7	0	0	0
33	岡山県	23	50,000	23,000	73,000
34	広島県	10	50,000	10,000	60,000
35	山口県		0	0	0
36	徳島県	2	0	0	0
37	香川県	9	0	0	0
38	愛媛県	6	0	0	0
39	高知県	3	0	0	0
40	福岡県	13	50,000	13,000	63,000
41	佐賀県	2	0	0	0
42	長崎県	2	50,000	2,000	52,000
43	熊本県	9	50,000	9,000	59,000
44	大分県	1	0	0	0
45	宮崎県	4	50,000	4,000	54,000
46	鹿児島県	6	50,000	6,000	56,000
47	沖縄県	3	50,000	3,000	53,000
	合計	372	1,800,000	332,000	2,132,000

全国福祉用具専門相談員協会 ブロック長名簿

青森県ブロック長	木村 純	東洋シルバーサービス株式会社
岩手県ブロック長	福田 裕子	株式会社サンメディカル
宮城県ブロック長	多田 和史	株式会社ジェー・シー・アイ
秋田県ブロック長	宮田 敏彦	株式会社かんきょう
山形県ブロック長	加藤 薫	株式会社蔵王サプライズ
福島県ブロック長	菅野 信幸	株式会社同仁社
茨城県ブロック長	松崎 佐一郎	マツザキマテリアル株式会社
栃木県ブロック長	池田 忠義	株式会社東邦ハウジング
埼玉県ブロック長	中田 敏弘	株式会社ナカウエ
千葉県ブロック長	前野 由美	株式会社ポーソー
東京都ブロック長	山下 和洋	株式会社ヤマシタコーポレーション
神奈川県ブロック長	渡邊 英和	株式会社フジックスハートウエル
新潟県ブロック長	武藤 大希	さくらメディカル株式会社
富山県ブロック長	高田 誠二	小野医療器株式会社
石川県ブロック長	小浦 勇一	有限会社さわやか金沢
福井県ブロック長	端野 一成	ネクスタス株式会社
山梨県ブロック長	佐々木 紀夫	有限会社万年屋
岐阜県ブロック長	長村 吉章	株式会社美濃庄
静岡県ブロック長	山田 伸典	栄東装備株式会社えるふ事業部
愛知県ブロック長	小坂 理貴	パナソニックエイジフリー株式会社
三重県ブロック長	中川 敬史	株式会社ライフ・テクノサービス
滋賀県ブロック長	村椿 均	医療法人輝生会 福祉用具貸与事業所
京都府ブロック長	荒井 祐子	有限会社スマイルケア
大阪府ブロック長	酒井 博人	総合メディカル株式会社
兵庫県ブロック長	山田 隆司	株式会社ひまわり
奈良県ブロック長	西浦 忠彦	株式会社イカリトンボ
和歌山県ブロック長	大廣 秀紀	株式会社大黒ヘルスケアサービス
鳥取県ブロック長	林 誠	株式会社ウィードメディカル
岡山県ブロック長	三好 勇輝	株式会社アイルリンク
広島県ブロック長	澤本 恭宏	日本基準寝具株式会社
福岡県ブロック長	川上 徳高	太陽シルバーサービス株式会社
長崎県ブロック長	海田 努	株式会社カイダアイフルケア
熊本県ブロック長	帆鷺 輝誌男	株式会社ホワシ
宮崎県ブロック長	藤山 邦男	株式会社ウエルライフ
鹿児島県ブロック長	岩元 文雄	株式会社カクイックス ウィング
沖縄県ブロック長	佐藤 大介	サトウ株式会社

平成 30 年 3 月 31 日 現在

参考資料②

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
賛助会員名簿

(申し込み順)

株式会社モルテン

株式会社島製作所

株式会社ケーブ

豊通オールライフ株式会社

ラックヘルスケア株式会社

株式会社ウェルファン

シーホネンス株式会社

株式会社イーストアイ

株式会社松永製作所

星光医療器製作所株式会社

公益財団法人テクノエイド協会

徳武産業株式会社

株式会社カワムラサイクル

矢崎化工株式会社

株式会社幸和製作所

株式会社ウィズ

福祉住環境コーディネーター協会

パラマウントケアサービス株式会社

アロン化成株式会社

中央法規出版株式会社

パナソニックエイジフリー株式会社

株式会社シコク

株式会社社会保険研究所

株式会社スマート

株式会社ミキ

株式会社タマツ

パラマウントベッド株式会社

RT. ワークス株式会社

日進医療器株式会社

小宮山印刷株式会社

株式会社ランダルコーポレーション

株式会社プラッツ

株式会社タイカ

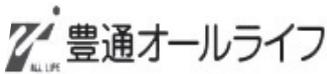
シンエイテクノ株式会社

住友理工株式会社

合計 36社 【平成30年5月15日現在】

KDDI 株式会社

ふくせんレポート第 21 号 賛助会員ロゴデータご提供企業一覧

 豊通オールライフ	 ランダルコーポレーション	RT.WORKS
 日進医療器株式会社	株式会社 ケーブ	安寿 <small>あんじゅ</small>
 PARAMOUNT CARE SERVICE	TAKE CARE OF Tacaof	 EAST I 株式会社 イーストアイ
 as human, for human PARAMOUNT BED	 KomiYama	With 株式会社 ウイズ
 福祉住環境コーディネーター協会	 微笑 <small>ミコク</small> 株式会社 ミコク	ウェルファン
 Platz プラッツ	 SHIMA SHIMA PRODUCT 株式会社 島製作所	Designing The Future KDDI
 愛の輪 愛のいす MATSUNAGA	株式会社 社会保険研究所 since 1941	カワムラサイクル
 Wheel Chair Miki	 SMART	 シーホネンス株式会社
 molten® From the Inside Out	 SRソフトビジョン 住友理工株式会社	 シンエイテクノ
 yazaki	 アルコー	Panasonic
 中央法規 Chuhohki Publishing Co., Ltd.	 Taica	LAC ラックヘルスケア株式会社
 株式会社 タマツ TAMATSU	(順不同)	

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会定款

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を、東京都港区に置く。

2. 当法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、介護保険法に規定される福祉用具専門相談員の職業倫理を確立し、社会的地位及び資質の向上に努めるとともに、我が国の福祉用具サービスの普及、発展を目指し、国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 福祉用具専門相談員の職務に関する知識、技能の向上に関する研修
- (2) 福祉用具専門相談員の倫理、及び資質の向上に関する普及啓発
- (3) 福祉用具専門相談員が必要としている情報の提供
- (4) 福祉用具サービスの普及、発展に関する調査及び研究
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第2章 会員

(法人の構成員)

第6条 当法人に次の会員を置く。

(1) 正会員

A会員／介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条の第1項九号の規定による者（福祉用具専門相談員指定講習の修了者）であって、当法人の目的に賛同して入会した者

B会員／専門的有資格者（介護保険法施行令第4条の第1項一から八号に該当する職種）であって、当法人の目的に賛同して入会した者

(2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(3) 特別会員 福祉用具サービスの普及、発展に貢献のあった者、又は学術経験者

2. 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

(社員の資格の取得及び喪失)

第7条 当法人の社員はおおむね正会員の50人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。（代議員制の定数の取扱については、理事会で別に定める）

2. 代議員は、理事または監事と兼ねることができない。

3. 代議員の選出方法は、理事会において別に定める方法による。

4. 正会員は、代議員選挙に立候補することができる。

5. 代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。

6. 代議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

7. 前項の規定にかかわらず、任期満了時において、代議員が社員総会議決の取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（同法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。（当該代議員は、役員を選任及び解任（同法第63及び70条）並びに定款変更（同法第146条）についての議決権を有しないこととする。）

8. 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くことになる時に備えて、補欠の代議員を選出することができ、その選出方法は、理事会において別に定める方法による。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

9. 代議員の解任については第32条の規定を準用する。

10. 代議員が正会員たる資格を喪失した時は、代議員たる資格も同時に喪失する。

(正会員の権利)

第8条 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と

第1章 総則

同様に当法人に対して行使することが出来る。

(1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

(2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

(4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）

(5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使記録の閲覧等）

(6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(入会)

第9条 正会員、賛助会員、及び特別会員として入会しようとする者は、所定の様式により申し込みを行い、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第10条 正会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、理事会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3. 特別会員は、入会金及び会費は無料とする。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡、若しくは失踪宣告を受けた場合、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(4) 正当な理由がなく会費を2年以上納入しなかったとき

(5) 除名されたとき

(退会)

第12条 正会員、賛助会員、及び特別会員は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告を

するものとする。

(除名)

第 13 条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の特別決議によって除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本定款その他の規則に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員名簿)

第 14 条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(抛出金品の不返還)

第 15 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 3 章 社員総会

(種別)

第 16 条 当法人の総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2. 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(構成)

第 17 条 社員総会はすべての代議員をもって構成する。

2. 社員総会には代議員以外の他の会員も参加できるものとする。

(権限)

第 18 条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第 19 条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催する。

2. 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 代議員の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき

(招集)

第 20 条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 理事長は、前条の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 社員総会の招集通知は、会日より 14 日前までに各代議員に対して発する。ただし、すべての代議員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

(議長)

第 21 条 社員総会の議長は、社員総会においてその都度代議員の中から選出する。

(議決権)

第 22 条 代議員は、社員総会において各 1 個の議決権を有する。

(決議)

第 23 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、代議員現在数の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、代議員現在数の半数以上であって代議員現在数の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事由

3. 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

4. 理事又は代議員が、社員総会の開催に替えて社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(書面による議決権行使)

第 24 条 社員総会に出席できない代議員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第 25 条 代議員は、委任状その他の

代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において第 23 条の適用については、その代議員は出席したものとみなす

(議事録)

第 26 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

第 4 章 役員

(種類及び定数)

第 27 条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 15 人以上 30 人以内

(2) 監事 2 人以内

2. 理事のうち、1 人を理事長、3 人以内を副理事長とする。

3. 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(選任等)

第 28 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは正会員以外のものから選任することを妨げない。

2. 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中からこれを定める。

(理事の職務・権限)

第 29 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の業務を執行する。

2. 理事長は、当法人を代表し、法人の業務を統括する。

3. 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4. 理事長は毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第 30 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 31 条 理事及び監事の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 理事又は監事は、第 27 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 32 条 理事及び監事が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、解任することができる。ただし監事を解任する場合は、代議員の半数以上であつて、出席した代議員の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行われなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 33 条 理事及び監事に対して報酬を支給することができる。

2. 理事及び監事には費用を弁償することができる。

3. 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(特別顧問・顧問)

第 34 条 当法人に特別顧問・顧問を置くことができる。

2. 特別顧問・顧問は、専門的な事項に関して必要な助言をすることを職務とし、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

(責任の一部免除)

第 35 条 当法人は、役員一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 36 条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 37 条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第 38 条 理事会は、理事長が招集す

る。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは各理事が理事会を招集する。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の 7 日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第 39 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 40 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第 42 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 項及び第 2 項の書類についてはその内容を報告し、第 3 項から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書

(5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 7 章 基金

(基金の拠出)

第 44 条 当法人は、正会員又は第三者

に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第 45 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 46 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 47 条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第 8 章 ブロック組織、支部組織

(ブロック)

第 48 条 当法人は、地域組織として都道府県を単位としたブロックを置くものとする。

(ブロック規程)

第 49 条 ブロックにブロック長 1 人を置く。

2. ブロック長、並びにブロックに関する基本的な事項はブロック規程をもって定める。

3. ブロック規程は、理事会の決議を経なければ、これを定め、又は変更することができない。

(支部組織)

第 50 条 当法人に、理事会の決議を経て、ブロックを構成単位とした支部を置くことができる。

2. 支部の区割りは、理事会で別に定める。

(支部長)

第 51 条 支部に支部長 1 人を置く。

2. 支部長は、理事会において別に定める方法により、ブロックに所属する会員の中から選出する。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 52 条 当法人は、社員総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第 53 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分等)

第 54 条 当法人が解散する時は、残余財産は、国もしくは地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人もしくは公益社団法人の認定等に関する

法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人又はその目的と類似の目的を有する他の一般社団法人もしくは一般財団法人に帰属する。

2. 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 事務局

(設置等)

第55条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3. 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第11章 雑則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則

(最初の事業年度)

第1条 この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成23年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第2条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第3条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次の通りである。(以下略)

(設立時の理事、代表理事)

第4条 当法人の設立時の理事、代表理事は次の通りである。(以下略)

(設立時の監事)

第5条 当法人の設立時の監事は次の通りである。(以下略)

附則

(定款変更)

第1条 この定款は、平成24年5月29日より施行する。

第2条 第21条の第4項中「理事又は正会員が、」の後に「総会の開催に替えて」を加え、「過半数」を「全員」に改める。

第3条 第24条の「し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。」を「しなければならない。」に改める。

第4条 第31条の「無報酬とする。但し、常勤の役員に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。」を「に対して報酬を支給することができる。」に改める。

附則

(定款変更)

第1条 この定款は、平成25年5月30日より施行する。

第2条 第9条の第4項中「3年」を「2年」に改める。

第3条 第17条の第1項中「2か月」を「3か月」に改める。

第4条 第25条の第1項中「3人以上」を「15人以上」に改める。

第5条 第27条の第4項中「3か月に1回以上」を「毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上」に改める。

附則

(定款変更)

第1条 この定款は、平成26年6月19日より施行する。

第2条 第29条の第3項中に「第25条に定める定数に足りなくなるときは、」の文章を加筆する。

附則

(定款変更)

第1条 この定款は、平成28年4月1日より施行する。

第2条 第6条第1項(1)中「第3条の2第1項十号」を「第4条の第1項九号」に改める。同.「第3条の2第1項一から九号」を「第4条の第1項一から八号」に改める。

附則

(定款変更)

第1条 この定款は、平成29年6月20日より施行する。

第2条 第7条「社員の資格の取得及び喪失」を加筆する。

第3条 第8条「正会員の権利」を加筆する。

第16条「定時総会」は「定時社員総会」、「臨時総会」は「臨時社

員総会」に改める。

第4条 第17条「総会」を「社員総会」に、「正会員」を「代議員」に改める。第2項「社員総会には代議員以外の他の会員も参加できるものとする」を加筆する。

第5条 第18条「総会」を「社員総会」に改める。

第6条 第19条「定時総会」は「定時社員総会」、「臨時総会」は「臨時社員総会」に改める。第2項、「10分の1」を「5分の1」に改める。

第7条 第20条「総会」を「社員総会」に改める。第3項、「総会」を「社員総会」に、「各正会員」を「各代議員」に、「正会員」を「代議員」に改める。

第8条 第21条「総会」は「社員総会」、「理事長がこれを当てる」は「社員総会においてその都度代議員の中から選出する」に改める。

第9条 第22条「正会員」は「代議員」に、「総会」は「社員総会」に改める。

第10条 第23条「総会」は「社員総会」、「正会員」は「代議員」に改める。

第11条 第24条「総会」は「社員総会」、「正会員」は「代議員」に改める。

第12条 第25条「正会員」は「代議員」に、「第21条」は「第23条」に改める。

第13条 第26条「総会」を「社員総会」に改める。

第14条 第28条「総会」を「社員総会」に改める。

第15条 第31条「定時総会」を「定時社員総会」に改める。

第16条 第32条「総会」は「社員総会」、「正会員」は「代議員」に改める。

第17条 第41条第2項「理事長及び監事」は「出席した理事長及び監事」に改める。

第18条 第43条「定時総会」を「定時社員総会」に改める。

第19条 第52条「総会」を「社員総会」に改める。

第20条 第53条「総会」を「社員総会」に改める。

平成22年9月17日 制定

平成24年5月29日 改正

平成25年5月30日 改正

平成26年6月19日 改正

平成27年6月23日 改正

平成29年6月20日 改正

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会倫理綱領
—— 福祉用具専門相談員の倫理綱領 ——

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

わたくしたち福祉用具専門相談員は、高齢者、障害者、その家族等の方々(以下「利用者等」という。)が、福祉用具を利用される際に、福祉用具にかかる専門的知識、技術等をもって相談援助、適合等を行うとともに、福祉用具の導入後も適切な利用についてサポートする専門職です。

介護保険のスタートとともに福祉用具サービスが制度に位置づけられましたことから、その利用は順調に拡大していますが、少子高齢化に伴う社会的な介護力の低下や介護ニーズの多様化に伴って福祉用具の必要性が高まり、それに関わる福祉用具専門相談員の職務領域も急速に広がりを見せており、その役割と責任は益々重要性を増しています。

福祉用具専門相談員は、このような社会的な要請に応えるために、福祉用具の利用者等の尊厳を重んじ、住みなれた地域や環境で、自立した生活を支援するための最適な福祉用具サービスの提供に努める必要があります。

全国福祉用具専門相談員協会では、ここに「福祉用具専門相談員の倫理綱領」を定めて、福祉用具の専門職としての立場を明確にし、会員一人ひとりがこれを遵守し、自らの専門性を高めて福祉用具サービスの提供に努めていくものとします。

1. 法令遵守

福祉用具専門相談員は、福祉用具サービスの提供において、法令等を遵守しなければならない。

2. 平等原則

福祉用具専門相談員は、人の尊厳を守り、人種、性別、思想、信条、社会的身分、門地等によって差別してはならない。

3. 守秘義務

- (1) 福祉用具専門相談員は、利用者等から情報を得る場合、業務上必要な範囲にとどめ、その秘密を保持する。
- (2) 福祉用具専門相談員は、業務上で利用者等の個人情報を用いる場合は、あらかじめ同意を得なければならない。
- (3) 福祉用具専門相談員は、業務上で知りえた利用者等の個人情報については、業務を退いた後もその秘密を保持する。

4. 説明責任

福祉用具専門相談員は、福祉用具の利用者等が福祉用具を利用する際に必要となる情報を、分かりやすい表現や方法等を用いて提供し、同意を得なければならない。

5. 不当な報酬・利益供与の禁止

福祉用具専門相談員は、福祉用具の利用者等から不当な報酬を得てはならない。また、関係者に対して、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

6. 利用者情報の活用

福祉用具専門相談員は、福祉用具の利用者等とのコミュニケーションを重視して、福祉用具に関わる要望や苦情等の情報を理解するとともに、今後の福祉用具の適正な使用や開発等に有効に活用するよう努める。

7. 多職種との連携

福祉用具専門相談員は、福祉用具の利用者等に質の高い福祉用具サービスを総合的に提供していくため、福祉、保健、医療、その他関連する専門職と連携を深めることに努める。

8. 普及・啓発

福祉用具専門相談員は、常に福祉用具に係る調査・研究や普及・啓発に心掛けるとともに、利用者等に対して利便性の高い福祉用具サービスの提供に努める。

9. 専門性の向上

福祉用具専門相談員は、常に福祉用具の専門的な知識・技術等の研鑽に励むとともに、後進を育成し、専門職としての社会的信用を高めるよう努める。

10. 社会貢献

福祉用具専門相談員は、常に福祉用具サービスの充実に努めるとともに、利用者等に対し自己及び所属する組織がもつ知識、技術等を積極的に提供して社会貢献に努める。

平成20年6月25日採択

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

〒108-0073 東京都港区三田 2-14-7 ローレル三田 404 号室

メール info@zfssk.com / ホームページ <http://www.zfssk.com/>

TEL 03-5418-7700 / FAX 03-5418-2111